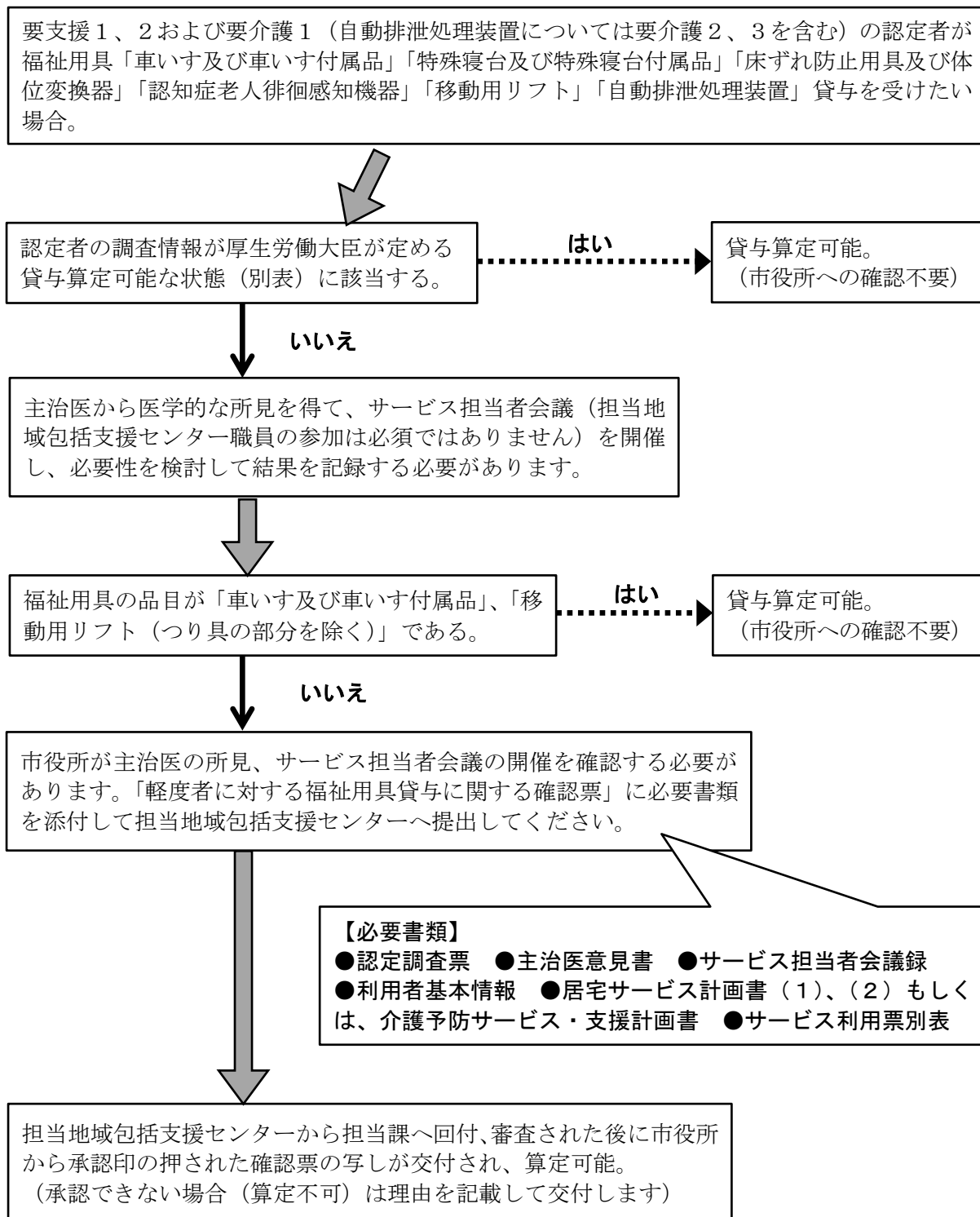


軽度者への福祉用具貸与（例外給付）フローチャート



【注意事項】

- ・承認の有効期間は要介護または要支援認定の有効期限までです。更新（変更）認定のときには確認票（添付書類含む）を再度提出してください。ただし、前回提出から60日以内に次の有効期間が開始するときは、介護度が変わらなかったときに限り、確認票の提出は不要です。
- ・貸与品目の追加・変更がある場合は確認票（添付書類含む）を再度提出してください。
- ・主治医の所見を電話や面接、医療・介護連携共通シートで確認する場合は、ケアマネジャーが直接聴取した内容を記載してください。（家族を通して聴取した内容は不可）

(別表)

厚生労働大臣が定める貸与算定可能な状態

種目	軽度者への貸与が必要な状態 (厚生労働大臣が定める者のイ)	左記状態に係る基本調査の結果 (厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果)
ア 車いす及び車いす 付属品	下記の <u>いずれか</u> に該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	1-7歩行「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	(※基本調査に該当項目なし)
イ 特殊寝台及び特殊 寝台付属品	下記の <u>いずれか</u> に該当する者	
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	1-4起き上がり「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	1-3寝返り「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及 び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3寝返り「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感 知機器	下記の <u>両方</u> に該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者	3-1意思の伝達「2. ときどき伝達 できる」、「3. ほとんど伝達でき ない」、「4. できない」 又は 3-2毎日の日課を理解 から3- 7場所の理解 までのいずれかが 「2. できない」 又は 3-8常時の徘徊 から4-15話 がとまらない までのいずれかが 「2. ときどきある」、「3. ある」 又は 主治医意見書において、認知症の症状 がある旨が記載されている
	(二) 移動において全介助を必要とし ない者	2-2移動「1. 介助されていない」、 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」
オ 移動用リフト(つ り具の部分を除く)	下記の <u>いずれか</u> に該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	1-8立ち上がり「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必 要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が 必要と認められる者	2-1移乗「3. 一部介助」、「4. 全 介助」 (※基本調査に該当項目なし)
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸 引するものを除く)	下記の <u>両方</u> に該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	2-6排便「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	2-1移乗「4. 全介助」